

産科医療における無過失補償制度等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年九月十三日

森
ゆうこ

参議院議長 江田五月殿

産科医療における無過失補償制度等に関する質問主意書

我が国の医師数は人口十万人当たり二百名であり、OECD加盟国平均の二百九十名を下回っている。中でも、産科医の不足は深刻であり、その原因として医療事故による訴訟リスクが他の診療科と比較して高いことが挙げられている。

については、少子化が大きな問題となっている現在、安心して子供を産める環境整備の第一歩として、産科医不足の解消は喫緊の課題であるとの立場から、以下のとおり質問する。

一 訴訟リスクが産科医不足の原因の一つとしてどの程度影響していると考えられるか、政府の見解を示されたい。

二 産科医療における無過失補償制度の検討経過及び今後の導入スケジュールについて示されたい。

三 産科医療における無過失補償制度が導入された場合、産科医不足がどの程度解消されるかその見通しを示されたい。

四 金銭補償だけではなく原因究明に関する第三者機関の必要性に関する政府の見解を示されたい。
右質問する。

